

# 準備はお早めに！確定申告

令和元年分所得の申告期限は**3月16日(月)**です。期限間近になると大変混雑し、待ち時間が長くなることもありますので、可能な限り地域指定日をご利用ください。

## 申告相談日程表

開催日	対象地域	受付時間	場所
2月17日(月)	常盤・川上・川上公住	午前9時30分～午後3時	役場大会議室
2月18日(火)	開運・旭		
2月19日(水)	桜・桜公住		
2月20日(木)	富士・麻生・平和	午前10時～午後1時	虹別酪農センター
2月21日(金)	虹別全域		
2月25日(火)	磯分内市街	午前10時～午後1時	磯分内酪農センター
2月26日(水)	磯分内市街以外の磯分内	午前10時～正午	磯分内酪農センター
2月27日(木)	共和・下茶安別・中茶安別	午前10時～正午	茶安別公民館
2月28日(金)	阿歴内中央・東・南地区	午前10時～午後1時	阿歴内公民館
3月2日(月)	阿歴内北・北片地区	午前10時～午後1時	阿歴内公民館
3月3日(火)	塘路全域	午前10時～午後1時	塘路住民センター
3月4日(水)	駒ヶ丘荘 ※予備日	午前10時～11時	駒ヶ丘荘
3月5日(木)	久著呂・コッタロ・沼幌	午前9時30分～正午	役場大会議室
3月6日(金)	共和・下茶安別・中茶安別以外の茶安別	午前9時30分～午後1時	役場大会議室
3月9日(月)	オソツベツ		
3月10日(火)	ルルラン・栄・南標茶・北標茶・厚生		
3月11日(水)	五十石・茅沼・シラルトロ・多和・上多和	午前9時30分～午後3時	役場大会議室
3月12日(木)	全地域		
3月13日(金)			
3月16日(月)	全地域	午前9時30分～正午	役場大会議室

### 確定申告が必要な方

- ・給与の収入金額が2千万円を超えている方
- ・給与を1カ所からもらっている方で、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超えている方
- ・給与を2カ所以上からもらっている方で、年末調整されていない給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超えている方
- ・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けている方

### 還付申告で税金が戻る可能性のある方

- ・年の中で退職した後に就職しなかった方で、給与所得の年末調整をされていない方
- ・予定納税をしている方で確定申告の必要がない方
- ・給与所得者で医療費控除などの所得控除、税額控除のある方
- ・所得が公的年金等に係る雑所得のみの方で、医療費控除や社会保険料控除などを受けられる方
- ・災害などに遭い、住宅や家財などに損失があった方

※上記以外にも確定申告が必要となる場合や、還付申告で納めすぎた税金が戻る場合があります。

※分からないことがある場合は、申告相談を利用してください。

## 放っておくと損、還付申告もお忘れなく

季節雇用で働いている方など、年の途中で退職し年末調整をされていない方は、確定申告をすることで給料から天引きされたままの所得税が戻ってくる場合があります。また、年末調整が済んでいても、次に該当する場合は所得税が戻ってくる場合があります。

- ・住宅ローンなどを利用してマイホームの取得や増改築をした場合
- ・病気やけがのため支払った医療費から、保険・助成金・医療費還元などで補われた額を差し引いた残額が10万円または所得の5%相当額のいずれか少ない額を超えた場合

※公共交通機関で通院した場合の交通費も医療費控除の対象となりますが、自家用車で通院した場合は医療費控除の対象とはなりません。

- ・年末調整で必要な控除が漏れていた場合

## 寄附金・義援金を支払った方へ

個人の方が2,000円以上の寄附金・義援金を支出した場合、寄附金控除の対象となることがあります。確定申告を行う際には、寄附をした自治体などが発行する寄附金受領書や、専用振込用紙の払い込み控えが必要です。

## 農業所得のある方へ

酪農経営の収支計算書、成牛の減価償却早見表などは12月下旬に発送していますが、届いていない方は問い合わせください。

## 事業主の方へ

給与支払報告書などの法定調書・償却資産の申告書を提出していない方は、至急提出してください。

## 障害者控除について

障害者手帳をお持ちの方は、確定申告時に提示をすることで障害者控除を受けることができます。また、障害者手帳をお持ちでない方でも障害者手帳を持っていると同等と認められる場合には、認定申請により控除が受けられます。(介護保険の要介護認定を受け一定の基準に該当する方など) 手続きや基準については問い合わせください。

## 復興特別所得税について

平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生じる所得については、所得税と併せて復興特別所得税が課税されます。復興特別所得税の税率は所得税額の2.1%です。

## 確定申告にはマイナンバーが必要です

マイナンバーカードを…

持っている場合	持っていない場合
・マイナンバーカード	・マイナンバーが書かれた書類 (番号通知カードなど) + ・身分証明書 (運転免許証など)

## 問い合わせ

- ・申告相談に関する事…役場税務課税務係 (1階⑨番窓口☎内線154)
- ・事業所得・確定申告のマイナンバーに関する事…釧路税務署 (☎0154-31-5100)
- ・障害者控除の手続きに関する事…役場保健福祉課社会福祉係 (1階④番窓口☎内線132)

# 株式会社標茶町観光開発公社と 憩の家かや沼の状況について

町民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしております。「憩の家かや沼」の指定管理者でありました「株式会社標茶町観光開発公社」（以下、公社）が平成31年3月28日に釧路地方裁判所に破産申立を行いました。4月10日には公社による株主説明会が開催され、その内容は、昨年の広報しべちや5月号でお知らせさせていただいておりますが、その後の状況などについて、破産管財人からの報告を基にお知らせします。

公社の破産申立にもとづき昨年6月26日に1回目、12月18日に2回目の債権者集会が開かれています。報告された財産状況は、公社の資産は約740万円。対する負債は約4900万円で、その負債の内訳として、税金などの優先的に返済しなければならぬ財団債権といわれるものが約840万

円、その他の一般債権は約4045万円であり、資産を全て回収できたとしても財団債権の一部にしか配当できず、一般債権者への配当は見込めないとのことあります。

また、多くの皆様に保有いただいていた公社の株券につきましては、配当の優先順位からすると一般債権よりもさらに低いため、配当は見込めないとのことあります。

なお、破産管財人は、引き続き公社資産の回収を遂行していくとのことであり、次回の債権者集会は、令和2年3月11日に開催される予定です。

破産手続きは現在も継続中ですが、1回目に開催された債権者集会后、破産管財人から、破産手続きの状況は大きく変わる要素がないというところで、施設の保全については所有者である標茶町に権限が戻されたこ

とから、再開に向けた作業に着手しています。

「憩の家かや沼」は、築40年を経過し改修時期を迎えていたことから、平成30年度に施設の長寿命化計画を策定し、必要な改修を行うとしておりましたが、いったん休業した「憩の家かや沼」の再出発には、釧路湿原国立公園の中の位置付けを明らかにし、数多くのお客様をお迎えする機能を発揮できるようにするため、専門家の手により基本計画を策定し、ビジョンを固め、施設再開に向け道筋をつけられるよう、昨年9月議会で基本計画策定委託料の予算措置をいただき策定業務を進めているところであり、議会での議論も深めながら再開に向け進めていきたいと考えております。

■問い合わせ／役場観光商工課（2階16番窓口 ☎内線250）

## 農業委員会委員の募集

任期満了（7月19日）に伴う標茶町農業委員会の委員を次のとおり募集します。

募集期間の中間と終了後に町ホームページで公表します。

■主な職務内容／「農地の権利移動・転用の許可などの審議・決定、これらに関する現地調査」「担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に伴う現地調査・指導・監視業務など」「農家からの相談対応、農家への助言・指導」

■募集人数／16人（原則として過半数は認定農業者）

■任期／令和2年7月20日（令和5年7月19日）（3年間）

■身分／町の特別職の非常勤職員

■報酬／月額5万6000円

■提出書類／  
・標茶町農業委員会備え付けの応募届出書・推薦書（町ホームページからダウンロードできます）  
・住民票（本籍記載のあるもので発行後、3カ月以内のもの）

■応募資格／農業に関する識見を有し、農地利用の最適化やその他の農業委員会が所管する事項に関して、職務を適切に行うことができる方

■選任方法／標茶町農業委員候補者評価委員会が候補者の評価を行い、町長が評価を参考に農業委員候補者を選定し、町議会の同意を得た上で任命します。

※ただし「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方」「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方」は応募できません。

■提出先・問い合わせ／標茶町農業委員会事務局（19番窓口 ☎485-2111 内線171）

※3人以上の個人または団体による推薦も可能です。

※応募された方の氏名・職業・年齢・性別などは、

任期満了（7月19日）に伴う標茶町農業委員会の委員を次のとおり募集します。

募集期間の中間と終了後に町ホームページで公表します。

■主な職務内容／「農地の権利移動・転用の許可などの審議・決定、これらに関する現地調査」「担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に伴う現地調査・指導・監視業務など」「農家からの相談対応、農家への助言・指導」

■募集人数／16人（原則として過半数は認定農業者）

■任期／令和2年7月20日（令和5年7月19日）（3年間）

■身分／町の特別職の非常勤職員

■報酬／月額5万6000円

■提出書類／  
・標茶町農業委員会備え付けの応募届出書・推薦書（町ホームページからダウンロードできます）  
・住民票（本籍記載のあるもので発行後、3カ月以内のもの）

■応募資格／農業に関する識見を有し、農地利用の最適化やその他の農業委員会が所管する事項に関して、職務を適切に行うことができる方

■選任方法／標茶町農業委員候補者評価委員会が候補者の評価を行い、町長が評価を参考に農業委員候補者を選定し、町議会の同意を得た上で任命します。

※ただし「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方」「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方」は応募できません。

■提出先・問い合わせ／標茶町農業委員会事務局（19番窓口 ☎485-2111 内線171）

※3人以上の個人または団体による推薦も可能です。

※応募された方の氏名・職業・年齢・性別などは、

任期満了（7月19日）に伴う標茶町農業委員会の委員を次のとおり募集します。

募集期間の中間と終了後に町ホームページで公表します。

■主な職務内容／「農地の権利移動・転用の許可などの審議・決定、これらに関する現地調査」「担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に伴う現地調査・指導・監視業務など」「農家からの相談対応、農家への助言・指導」

■募集人数／16人（原則として過半数は認定農業者）

■任期／令和2年7月20日（令和5年7月19日）（3年間）

■身分／町の特別職の非常勤職員

■報酬／月額5万6000円

■提出書類／  
・標茶町農業委員会備え付けの応募届出書・推薦書（町ホームページからダウンロードできます）  
・住民票（本籍記載のあるもので発行後、3カ月以内のもの）

■応募資格／農業に関する識見を有し、農地利用の最適化やその他の農業委員会が所管する事項に関して、職務を適切に行うことができる方

■選任方法／標茶町農業委員候補者評価委員会が候補者の評価を行い、町長が評価を参考に農業委員候補者を選定し、町議会の同意を得た上で任命します。

※ただし「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方」「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方」は応募できません。

■提出先・問い合わせ／標茶町農業委員会事務局（19番窓口 ☎485-2111 内線171）

作ってみよう!

# マイナンバーカード



## マイナンバーカードとは

公的な身分証明書となるプラスチック製のカードです。表面には顔写真と氏名・住所・生年月日・性別、裏面にはマイナンバーとICチップが付いています。

※ICチップには電子証明書の情報が入っており、オンラインでの身分証明書になります。税や年金などの情報は入っていません。



## 暮らしが便利に！

- ・身分証明書として、ライブ会場の入場、携帯電話の契約、会員登録などに使えます。
- ・社員証として活用する企業もあります。
- ・電子証明書を使った、オンラインでの確定申告や住宅ローン契約、口座開設、電子申請などの利用が広がっています。
- ・全国のコンビニで、住民票や戸籍の写しが取得できるようになります。(3月4日開始予定)
- ・クレジットカードなどでたまったポイントを、地域の商店やオンラインでの買い物に使用できる「自治体ポイント制度」が始まります。(令和2年度実施予定)
- ・健康保険証として使えるようになります。(令和3年3月開始予定)

## 申請は簡単です

マイナンバーカードの申請は無料です。郵便・パソコン・スマートフォンのほか、証明写真機(証明写真ボックス、対応機器のみ)から直接申請することもできます。申請には以前届いた「通知カード」の下に付いている「交付申請書」を使用します。パソコン・スマートフォンの場合は専用WEBサイトから、郵便の場合は申請書に顔写真を貼り付けて郵送します。

## 申請補助サービス

本町ではマイナンバーカード普及促進のため、無料で写真を撮影し、申請のお手伝いをしています。利用される方は、下記係へ事前にお申し込みください。

## マイナンバーカードの使い方

- ・マイナンバーカードはキャッシュカードのように、日常的に持ち歩くことができます。ただし、暗証番号は他人に教えないようにしましょう。
- ・マイナンバーは裏面に記載されています。勤務先などで提示を求められた時は、裏面も見せましょう。身分証明書として使う時は表面のみ提示します。
- ・SNSなど不特定多数の目に入る場所へ、カード画像を投稿することは禁止されています。



## マイナンバー & マイナンバーカードのよくある誤解

### マイナンバーを他人に見られたら大変!?

マイナンバーを見られても、他人には悪用できない仕組みになっています。利用範囲が法律で厳しく制限されているため、財産的被害を受けることはありません。マイナンバーを使う場面では、顔写真付きの身分証明書で本人確認が行われますので、なりすましの心配もありません。

### ICチップの中に情報がたくさん入っていて心配

不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みになっています。電子証明書を利用する際は暗証番号が必要です。

### マイナンバーで監視されているみたい

個人を監視する仕組みではありません。情報は分散して管理され、芋づる式に漏れることもありません。

## 問い合わせ

役場総務課電算管理係  
(2階⑬番窓口☎内線218)

役場住民課町民係  
(1階①番窓口☎内線122)